

# がけ地崩壊対策事業補助金

がけ地崩壊による災害から住民の生命及び財産を守るために、がけ地崩壊対策事業（擁壁の設置、改造などがけ地の崩壊を防止するための事業）を行う町民の方を対象に、当該事業に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。詳細は、神崎町ホームページをご覧下さい。

## ▶ 対象者

危険家屋の所有者または危険区域内の土地の所有者

## ▶ 補助金の交付対象となる事業

- ①現に崩壊しているがけ地又は崩壊するおそれのあるがけ地であって、危険家屋の存するがけ地に係る事業であること
- ②人工がけにおいては、擁壁等によって保護されておらず、工事施行後10年以上経過したものであること
- ③個人が行う事業であること。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない
- ④住宅等の分譲を業とする者が業として行う事業でないこと

## ▶ 交付金額

がけ地崩壊対策事業に係る工事費の2分の1  
(上限100万円)

## ▶ 受付期間

令和3年12月28日まで

## ▶ 申請方法

工事着手前に申請書とその他必要書類を添えて申請して下さい。

## ▶ 問合せ

まちづくり課建設係 ☎ 2114



# 住宅耐震診断・改修補助金

地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断・改修に要する費用について、予算の範囲内において補助します。

## ▶ 耐震診断補助制度

【申請受付】4月1日～12月28日  
町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。

## ▶ 耐震改修補助制度

【申請受付】4月1日～12月28日  
町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合に、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助します。

## ▶ 共通事項

- ①神崎町内に木造住宅を所有し、補助対象住宅に住所を有していること。
- ②神崎町の町税に未納がないこと。

※補助金交付決定前に工事を行った場合は、補助を受けることができません。

※予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。

補助事業	補助率	補助上限額
木造住宅耐震診断補助	診断費用の2分の1	4万円
木造住宅耐震改修補助	改修費用の3分の1	50万円

## ▶ 問合せ・申込み まちづくり課建設係 ☎ 2114